

公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日

施設名	徳島市営紺屋町地下駐車場		
指定管理者	株式会社バルと徳島市中心市街地まちづくり協議会の共同体	担当課	にぎわい交流課
指定期間	平成31年度から令和5年度	公募・非公募の別	公募
施設の所在地	徳島市紺屋町地内		
施設の概要	*供用開始: 昭和60年2月19日 *形式: 自走式駐車場 *収容台数: 287台(B1階121台・B2階166台) *構造: 鉄筋コンクリート造地下2階 *面積: 10,019㎡	事業の概要	1) 駐車場の利用に供する業務 2) 駐車場の施設、設備及び物品の維持管理 (市長が指定する補修等を除く)に関する業務 3) 駐車場の利用料金に関すること 4) その他駐車場の管理に監視し市長が必要と認める業務

	項目名	令和4年度	令和5年度	項目名	令和4年度	令和5年度
利用状況に関する事	利用台数	80,809台	87,546台			
収支状況に関する事	指定管理料	0千円	0千円	人件費	18,763千円	23,516千円
	利用料収入	57,957千円	65,804千円	管理費	23,828千円	23,849千円
	その他収入	655千円	671千円	その他	11,334千円	18,768千円
	収入実績(総額)	58,612千円	66,475千円	支出実績(総額)	53,925千円	66,133千円

評価基準・評価項目		指定管理者自己評価コメント	担当課評価
施設管理体制	(1) 法令等遵守	(1)法令等の遵守、(3) 職員研修、(4) 利用促進の取組み、(5)設備・備品管理、(6)安全管理体制、(7)緊急の体制につきましては事業計画書に沿った運営を行ない、指定管理者として問題なく運営を行なうことが出来ました。 (2)職員配置につきましては、令和5年度6月に正社員1名の雇用を行い、事業計画書の当初の人員を確保出来、指定管理者として問題なく運営を行なうことが出来ました。	A
	(2) 職員配置		
	(3) 職員研修		
	(4) 利用促進の取組み		
	(5) 設備・備品管理		
	(6) 安全管理体制		
	(7) 緊急時の体制		
利用者に関する業務	(1) 利用状況	(1)利用状況につきましては新型コロナの影響を受け、利用台数が平成31年度と比べ令和4年度は67.7%、令和5年度は、5類感染症移行もあり、多少改善し73.4%となっています。夜間の飲食目的の利用者が多少戻ってきた感があります。 (2)平等な利用、(3)利用料金、(5)個人情報保護、(6)サービス向上の取組につきましては事業計画書に沿った運営を行ない、指定管理者として問題なく運営を行なうことが出来ました。	A
	(2) 平等な利用		
	(3) 利用料金		
	(4) 接客対応		
	(5) 個人情報保護		
	(6) サービス向上の取組		
施設業務維持	(1) 保守点検業務	(1)保守点検業務、(2)清掃等維持管理業務、(3)修繕等維持管理につきましては事業計画書に沿った運営を行ない、指定管理者として問題なく運営を行なうことが出来ました。	A
	(2) 清掃等維持管理業務		
	(3) 修繕等維持管理		
事実事業	(1) 企画運営事業	事業内容として、指定管理の募集要項、要求水準書には含まれておりません。	/
	(2) 自主事業		
経理状況	(1) 施設収支状況	(1)施設収支状況…新型コロナの影響で、雑収入を除く駐車場収入で平成31年度と比べ、令和4年度は62.4%、令和5年度は、5類感染症移行もあり70.9%となっております。 (2)指定管理者経営状況…新型コロナ禍に入り2期連続の赤字となっておりますが、徳島市の減免処置のおかげで令和4年度5年度と黒字となっております。 (3)経費の縮減…職員一同経費の削減に励み、計画予算から令和4年度は約226万円の削減でしたが、令和5年度は約182万円の増加となりました。主に人件費が350万円増えたことによるものです。	A
	(2) 指定管理者経営状況		
	(3) 経費の縮減		
評価基準	S:優れている (協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。) A:適正に管理されている (協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。) B:一部に改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。) C:多くに改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)		

担当課総合評価コメント		総合評価
施設の利用状況や設備の状況についての確に分析・把握できており、トラブル時も迅速かつ適切な対応ができています。周辺の飲食店利用者等の減少から利用台数については、厳しい状況が続いていますが、経費削減等の工夫を行い、健全な運営を行おうとする姿勢が評価でき、関係機関との連携や調整についても適切に行うことができています。		A
総合評価基準	S:優れている (各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。) A:適正に管理されている (各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。) B:一部に改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。) C:多くに改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)	